

日病薬発第24-300号
平成25年 3月31日

都道府県病院薬剤師会会长 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会長 北田光一



専門薬剤師認定制度委員会
委員長 荒木博陽

専門薬剤師・認定薬剤師の認定制度に係る

都道府県病院薬剤師会が主催・共催する各専門領域の講習会の取り扱いについて

平素より一般社団法人日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、本会が認定する都道府県病院薬剤師会が主催・共催する各専門領域の講習会の認定申請手続きにつきましては、平成25年4月1日より郵送による申請からオンラインシステムによる申請に変更する旨をすでにご案内いたしております。

この度、申請方法の変更にあたり、これまでの各都道府県病院薬剤師会が主催・共催する講習会の取り扱いおよびそれに伴う事務連絡に記載された内容を下記の通り整理いたしましたので、ご連絡いたします。なお、本通知に伴う申請要件、講習会単位の算出方法等に関する変更はございません。

また、平成25年3月31日をもって、「専門薬剤師・認定薬剤師の認定制度に係る日本病院薬剤師会が認定する各専門領域の講習会の取り扱いについて」(平成20年6月12日付日病薬発第20-474号)、『「日本病院薬剤師会が認定する講習会」の取り扱いの一部改正について』(平成21年7月27日付日病薬発第21-122号)および事務連絡(平成20年6月30日、平成20年10月20日、平成21年3月18日)を廃止いたします。

記

1. 都道府県病院薬剤師会が主催・共催する各専門領域の講習会で「日本病院薬剤師会が認定する講習会」として取り扱うための要件

以下の1~6の要件をすべて満たすこと。

1. 都道府県病院薬剤師会の主(共)催であること(委員会や地区の開催は不可)。
2. 薬剤師認定制度認証機構が認証した機関が認定する講習会等であること。
3. 開催時間が60分以上であること(特定の製品紹介等に要する時間を除く。)
4. 参加費を徴収していること。
5. 確認試験を実施するなど、受講の成果を確認していること。
6. 開催計画(およびプログラム)を事前に日病薬事務局に申請し、受理されていること。

2. 申請における留意事項

(1) プログラム

- ・プログラムは上述の要件 1～5 を満たすことがわかるものを添付してください。
(別添プログラム例)。

(2) 講習会の認定について

- ・1 講義につき 1 領域の申請が可能です。1 講義を複数の領域の申請に使うことはできません。

(3) 講習会の時間と単位の算出方法

- ・30 分毎に 0.25 単位を認定する。
- ・「単位として認めるもの」として、講演・講座、ケーススタディ、シンポジウム、処方解析、ワークショップに要する時間。
- ・「単位として認めないもの」として、挨拶、講習会等全体の趣旨説明（全体説明）、ワークショップ等の進行や実施方法等の説明、共催メーカー等の特定の製品説明、会員への報告、確認テストの実施（解説を含む）および成果報告書の記入等に要する時間。

3. 講習会受講証の発行および配布

- ・講習会実施機関において申請内容および受理書に基づき講習会受講証を作成し、講習会の受講生へ配付する。
- ・作成にあたり、本様式（様式：講習会受講証）に準拠するものとする。

<照会先>
一般社団法人 日本病院薬剤師会
事務局総務課 (03) 3406-0485
somu@jshp.or.jp

(参考資料)

日病薬発第24-281号
平成25年2月25日

会員 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会長 北田光一

専門薬剤師認定制度委員会
委員長 荒木博陽

専門薬剤師・認定薬剤師の認定制度に係る日本病院薬剤師会が認定する
各専門領域の講習会の取り扱い

平素より日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。
本会が認定する各専門領域の講習会の取り扱いについては、本会が認定する専門薬剤師・認定薬剤師数が平成21年3月31日に比べ約3倍に増加している状況等を踏まえ、平成25年4月1日から下記の通り変更することといたしましたのでご報告いたします。

記

日本病院薬剤師会が認定する各専門領域の講習会の取り扱いの変更

1. 都道府県病院薬剤師会が主催・共催する講習会の開催計画手続きの簡略化
 - 都道府県病院薬剤師会が主催・共催する講習会の開催計画手続きを本会ホームページに掲載するオンラインシステムによる申請とする。(従来の郵送による申請から変更)
2. 都道府県病院薬剤師会以外の団体が主催する講習会の取り扱い
 - 都道府県病院薬剤師会以外の団体が主催する講習会で、各専門領域の審査を経て認定されたものについては、受講単位を認定薬剤師の新規申請、認定薬剤師・専門薬剤師の更新申請で使用できるものとする。(従来の認定薬剤師・専門薬剤師の更新申請でのみ使用可能とする運用から変更)
 - 都道府県病院薬剤師会以外の団体が主催する講習会の認定及び上記単位の取り扱いは全5領域（がん、感染制御、精神科、妊婦・授乳婦、HIV感染症）で行う。(従来の感染制御領域でのみ認定、単位付与する運用から変更)